

答え

A1

グループであれば、家族、各種団体、学校、企業など誰でも実施団体になれます。
ただし、社会的秩序を乱すと考えられる団体は、実施団体に認められません。

A2

中学生以下の子どもが主体の場合は、活動に際して子どもの安全確保のため、大人の保護者が必要と考えられます。
そのため、保護者の方のご協力をお願いすることになります。

A3

「協定」の内容によって異なりますが、基本的には、歩道等の「実施区域」に散乱している空き缶やタバコの吸殻などの清掃です。
さらに、花壇や植木の手入れも行います。

答え

A4

道路管理者との間で結ぶ「協定」の中で、活動頻度が決められます。
その頻度に従って、実施団体の内部で日程調整を行い、活動計画書を提出した上で、活動します。

A5

相互に了承をとって、同じ区域で複数の団体が活動することは可能です。
例えば、A団体は清掃活動を行ない、B団体は花壇の手入れを行うといったことが考えられます。

A6

国土交通省、鳥取河川国道事務所が直接管理している国道（直轄国道）の道路脇（主に歩道、植樹帯など）を対象として、特別な技術がなくても活動できる場所が、ボランティア・サポート・プログラムの実施区域に選定されます。

答え

A7

実施区域は、道路の状況によって変わります。人通りの多い、汚れやすい場所は、実施区域を短くし、活動頻度を高くしますし、あまりゴミが散乱しないような場所は、延長を長くします。また、植樹や花壇の数、実施団体の人数によっても、延長は変わります。人通りの多い商店街などは100m程度～、郊外などは500m～3kmがおおよその目安となります。